

# 会 議 録

## 1 会議名

平成26年度第8回三和区地域協議会

## 2 議題

(1) 施設使用料の見直しに係る諮問

(2) その他

- ・三和区地域協議会委員の視察研修について
- ・答申に対する通知について（地域事業の廃止）
- ・地域活動支援事業の事故報告について
- ・平成27年度地域活動支援事業の採択方針等について

## 3 開催日時

平成27年1月29日（木）午後3時から午後3時45分まで

## 4 開催場所

三和コミュニティプラザ 2階 会議室1

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者の氏名

- ・委員：田内会長、小山田副会長、大原委員、岡本委員、金井委員、小林康一委員、小林則子委員、白鳥委員、竹内委員、田辺委員、平林委員、松井隆夫委員、松井孝委員、山口委員（3時15分から出席）  
(16人中14人出席)
- ・事務局：(体育課) 星野副課長、説明終了後退席  
(三和区総合事務所) 松本所長、山田次長、飯田班長

## 8 発言の内容

### 【山田次長】

ただ今から平成26年度第8回三和区地域協議会を開会します。山本委員、江口委員から欠席の連絡をいただいています。山口委員からは若干遅れるとの連絡をいただいま

す。本日の出席人員は現在 13 名で、山口委員がこられましたら 14 名となります。上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。同条例第 8 条第 1 項の規定により、議長は会長が務めることとなります。それでは、会長からご挨拶をいただいた後、引き続き議事の進行をお願いします。

**【田内会長】**

— あいさつ —

会議録の確認について、小山田副会長から確認いただきたいと思いますので、お願いします。

議題に入ります。(1) 施設使用料の見直しに係る諮問についてです。諮問第 6 7 号上越市三和スポーツ公園の使用料の変更について、諮問第 6 8 号上越市三和体育館の使用料の見直しについてのとおり、上越市長から諮問がありました。事務局から諮問と説明をしていただいたあとに審議し、意見質問等をお受けしたいと思います。事務局説明をお願いします。

**【松本所長】**

本日はこれまで検討を進めてまいりました公の施設の使用料の見直しに関しまして、三和区にある施設の使用料を改定することにより、区の皆様に及ぼす影響等について諮問をおこなうものであります。諮問に入ります前に、担当であります教育委員会の体育課の職員が出席しておりますので、ご紹介します。体育課の星野副課長です。

**【星野副課長】**

体育課の星野です。よろしくをお願いします。

**【松本所長】**

—資料No.1、資料No.2 により説明。—

**【田内会長】**

ただいま事務局から説明がありました。質問意見がありましたらお願いします。

**【松井隆夫委員】**

諮問の使用料については適当だと思います。スポーツ公園の概要の中で、気になるのは、施設利用状況の 25 年度の件数 25 件というのは、過去の経緯からすると減っていますが、何か特別な理由があったのでしょうか。

**【松本所長】**

三和スポーツ公園は、もっぱら野球にお使いいただいております。少年野球の練習とか、あるいは大会とか、そういうもので利用されておまして、特にその原因がどうだったというのは把握していませんが、そちらの方の利用が少なかったということだと思います。

【松井隆夫委員】

付帯施設の、たとえばネットだとかの問題はなかったんですね。

【松本所長】

施設そのものは特に問題点はありません。

【小林康一委員】

参考までに、三和スポーツ公園と三和体育館の無償で使われる団体、そういう取扱はあるのかないのか。あるとすれば、どういう風なものが無償になるのか。なければならないで結構ですが。

【松本所長】

基本的に市が主催するものについては、当然使用料はかかりません。減免の基準としましては、市が共催するものについては50%減免です。減免基準にのっとりまして、それぞれ使用料については軽減をさせていただいています。24年度のケースになりますが、三和スポーツ公園で減免を実施しているのは、約88パーセントが対象となっています。三和体育館につきましては、70パーセントほどが減免の対象になっています。当然小中学校の青少年育成活動の一環としてご利用いただく場合につきましては、100パーセント減免となります。あるいは、NPO法人等で、地域の振興のためにご利用いただいているケースにつきましても、50パーセントの減免をしています。先ほど申し上げましたように、減免については、合併から10年経過し、今見直しの段階に入っているということで、いろいろ課題等もございますので、その辺も含めて検討しているところです。

【田内会長】

ほかにございますか。

【平林委員】

市外の利用ということで説明がありましたが、自衛隊などの利用は市外の200パーセントに該当するのですか。

【松本所長】

陸上自衛隊高田駐屯地につきましては、市内の施設ですので、市内対応をしています。市外からの利用は基本的にはございません。

**【平林委員】**

見直しの対象とならないふれあいホールについて、ゲートボール場だと思いますが、減免の対象となっているのか、それとも見直しに該当しないのはどんな考え方ですか。

**【松本所長】**

ふれあいホールについても、減免措置はあります。資料がないので細かいところはわかりませんが、三和区内の老人クラブ連合会とか、ゲートボールクラブが利用する場合につきましては、減免をさせていただいています。今回全体の位置付が見えないですが、三和ふれあいホールについては、改定になっていないと思います。経費を計算するなかで、同額で行くという結果が出まして、見直しの対象になっていないというところです。

**【平林委員】**

先ほど減免の団体といいますか、そういうものはどういうものがあるのかという質問があったように思いますが、私聞いたところによると、野球クラブとかサッカークラブとかそういう団体が主に減免の対象になっていると聞いていますが、そのほかには何か団体的なものがありますか。

**【松本所長】**

団体というよりも、まさに青少年育成活動に寄与するという、子供たちを対象にしたものについては、基本的には減免をしていますが、どのような団体であっても、その趣旨に沿うものについては、減免をしているということです。

**【田内会長】**

ほかにございますか。

**【田辺委員】**

三和体育館にスポーツセンターも入るのでしょうか。それともスポーツセンターというのは現状維持でそのままお構いなしということなんでしょうか。

**【松本所長】**

施設そのものとしては、三和体育館、それと三和スポーツセンターというのは別になっています。今回先ほど申しましたように、経費の計算をしまして、スポーツセンターにつきましては現状維持の利用料が算定されています。

**【田内会長】**

三和体育館の概要に出ている写真が、体育館でなくて、スポーツセンターになっています。

【松本所長】

申し訳ございません。後ほど差し替えをさせていただきます。

【田内会長】

ほかにございますか。

【松井隆夫委員】

利用料の改定について異議はないですが、現況で、体育館共用利用料について、それとランニングコース共用利用というのは、どこの区分を称して判断しているんですか。

【松本所長】

体育館の共用利用というのもあります。たとえば全面を占有するケースもありますし、半面を占有するケースもあります。共用というのは、たとえば、体育館の半面はAという方が利用します。もう半面はBという人が利用しますという場合につきましては、共用利用という対応になります。それから、ランニングコースというのは、2階のキャットウォークになります。あそこでランニングをする場所が設けてございますが、そこを利用する場合については、下の体育館を利用しているても2階のランニングコースは利用できますので、共用利用という位置付になります。

【松井隆夫委員】

体育館でテニスの場合ですと、2面コートがあります。半分だけの場合は現況の利用料だと、体育館共用利用という料金に該当するということですか。

【松本所長】

半面だけで他に使う方がおられない場合は、占有利用の半面使用ということになります。

【松井隆夫委員】

新しい料金体系だと980円の2分の1ということですね。

【松本所長】

そうです。利用する面積が全体の2分の1の場合は、定額料金の50パーセントになっていますので、半額になります。

【松井隆夫委員】

そうしますと体育館の占有利用料金が980円ですね。体育館共用利用一般の場合、人数で区分しているんですね。半分利用という区分ではないんですね。

【松本所長】

半面使っていて、もう半面あいているわけですから。

**【松井隆夫委員】**

人数ということですね。占有は人数はうたっていないですよ。使用料を計算するときになるのかと思いました。

**【松本所長】**

ここに書いてある通りの使用料となります。共用利用の場合は、1人2時間につき200円が280円になります。

**【山田次長】**

団体がテニスをやっていたとすると、その団体が占有するわけです。

**【松井隆夫委員】**

占有でも片面という区分けはあるわけですね。

**【松本所長】**

片面利用もあります。

**【松井隆夫委員】**

片面利用の場合490円で、何に使ってもいいわけですよ。一人で借りるということであっても、片面を借りたほうが料金的には、共用利用よりはいいわけですね。

**【松本所長】**

片面あいているところを借りるわけですから、何か不都合が生じますでしょうか。

**【松井隆夫委員】**

借りる側とすれば、人数で申請するよりも、片面を占有したほうがいいということになります。1時間と2時間の違いもありますので。

**【田内会長】**

一人で2時間使う場合、占有だと980円だけれども、共用だと280円だから、安いということになります。

**【星野副課長】**

共用利用というのは基本的に個人利用を想定しています。具体的な使い方としては、個人で体育館に行ってバスケットのシュート練習などをしたりということ、一人で練習するような場合を想定しての、共用利用ということ。2人で来ても、その2人はたぶん全然知らない2人が、それぞれ個人で練習する場合の2時間280円の設定になっています。

**【田内会長】**

ほかにありますか。よろしいでしょうか。

—はい、という声あり。—

それでは、諮問第 67 号上越市三和スポーツ公園の使用料の変更について及び、諮問第 68 号上越市三和体育館の使用料の見直しについて、適当と認めるかどうかについて、ご意見をお伺いしますが、適当と認めるということによろしいでしょうか。

—異議なし、の声あり。—

それでは適当と認めるという答申をすることにします。それではこの件については以上です。

—星野副課長退席—

**【田内会長】**

それでは引き続きまして、議題 2 その他です。三和区地域協議会委員の視察研修についてです。すでに皆さま方へは視察研修について、通知がいつていることと思います。ぜひ多数の方の出席をお願いします。美守小学校が 2 月 5 日、里公小学校が 2 月 17 日、上杉小学校が 2 月 19 日ということで、各小学校と調整をさせていただきました。対応は教頭先生ということをお願いをしたところです。今回は区内ということもありまして、直接皆さんの足で各小学校へ時間までにお出かけいただくということで、13 時 55 分の 5 限の授業を見学させていただくということです。意見交換は 14 時 50 分から 16 時までということで計画をしています。学校のほうへは皆さんへ説明していただく資料を用意していただくようお願いしてありますので、当日それを見ながら意見交換をしたいと思っております。この件について何かありますか。

—なし、という声あり。—

次に、答申に対する通知です。先般の地域協議会で諮問があり適当ということで答申しました。答申に対する通知がきております。資料ナンバー 4 です。質問、意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

—はい、という声あり。—

それでは次に地域活動支援事業で行った事業の事故報告についてです。事務局説明をお願いします。

**【飯田班長】**

—資料 No.5 により説明。—

**【田内会長】**

何か質問ありますか。

**【小林康一委員】**

補足しますが、写真の通りです。手前の杉の木が倒れて屋根に当たった。すべて土台から押し倒していきました。土台はコンクリートに立ち上げて、その上に柱にボルト止めしました。その柱が折れてしまいました。ここに白い雪が付いていますが、これは桜の木ですが、これでかろうじてもちこたえました。手前のぶつかったところがタル木2本折れていますし、桜の木のほうも屋根がまくれて板が真中から割れています。倒壊が夜中でしたので、人的な災害や車の災害はありませんでした。せめてもの幸いかと理解をしているところです。後で見ていただければわかりますが、倒れたところ折れたところの幹は50センチ以上あります。よく見るとその3分の2が腐っていました。それが外観からは全然わかりませんでした。枝も枯れたところはなかったですし、葉っぱも青々して外見からは何も気がつきませんでした。今年の降雪が重たかったということと、17日に爆弾低気圧が発達して突風が吹きまして、それがもとで折れてしまったということです。23年度の事業で67万円の事業でしたが、3年たったら倒れちゃったということで、このままにしておくわけにはいかないだろうと、もう一回修復しようということで、30万円くらいの見積もりが今出ています。なんとか今年中に対応したいということです。島倉町内、すぐこの隣に焼けたお寺がありました。島倉町内26年は災害があった年でした。27年はいい年にしたいと思っています。

**【田辺委員】**

せっかく地域活動支援事業でやったものだから、約70万円かかったわけですので、修復していただきたいと思います。

**【小林康一委員】**

金額は別にしても、せっかく地域活動支援事業でやらしていただいたので、修復します。25日の島倉の常会で決まりましたので、対応していきたいと思います。

**【田内会長】**

それでは次に移ります。平成27年度地域活動支援事業の採択方針についてです。事務局説明をお願いします。

**【飯田班長】**

—資料No.6から資料No.11により説明。—

**【松井隆夫委員】**

前年度のしおりから、最後のナンバー10までも含めてということですか。



【飯田班長】

そうです。

【松井隆夫委員】

今日はこの場では改定などの提案はしないということでいいですか。

【飯田班長】

事前に特に提案とかをいただく機会を設けていなかったもので、次回にお願いします。

【田内会長】

もう一度資料に目を通していただいて、何か課題があれば事務局へ申し出ていただくということで進みたいと思います。

【田辺委員】

次回で間に合いますか。

【飯田班長】

大丈夫です。

【田内会長】

よろしいですか。それでは事務局何かありますか。よろしいですか。委員の皆さんで何かありますか。

【平林委員】

視察の関係で、里公小学校の17日がフリー参観日になっています。

【田内会長】

学校と日程調整を行っていますので、特に問題はないと思います。

ほかにございますか。それでは次回の日程について事務局お願いします。

【松本所長】

市では先に説明しました第5次行政改革大綱の重点取り組みの一環としまして、財政計画それから定員適正化計画、それと合わせまして公の施設の再配置という計画を今作成しているところです。この再配置計画につきましては、施設別にいろいろ分類しまして、公共関与の必要性の検証とか、地域別の施設の配置バランスや評価をしまして、総合的に勘案しまして対応方針等をまとめるということにしております。三和区の中では、体育施設とか、あるいは観光施設、それから保健センターや公民館、いろいろな施設がございます。すべて計画の対象になっております。その計画がおおむね出来上がるのが2月の下旬くらいになる見込みです。市議会の3月定例会が始まりますが、その定例記者会見におきまし

て、先ほど申し上げました財政計画やあるいは定員適正化計画、公の施設の再配置計画を公表する予定にしています。各区の地域協議会に対しましては、3月頃に説明をさせていただきたいと思っていますので、次回になるかどうかは分かりませんが、地域協議会に説明をさせていただく機会を設けたいと思います。今後の審議の日程等にも関係してきますが、情報提供をさせていただきました。以上です。

**【山田次長】**

今回の会議でございますが、自主的審議事項の提案や委員の皆さまからの請求があった場合は開催しなければならないとなっておりますが、それ以外につきましては会長一任ということでよろしいでしょうか。予定としましては、地域活動支援事業の採択方針を決定して、新年度早々に募集という形に進めなければいけませんので、2月中には、1回開催したいという事務局の案です。会長と相談させていただきながら決定したいと思います。よろしくをお願いします。

**【田内会長】**

それでは以上をもちまして平成26年度第8回三和区地域協議会を閉会といたします。ありがとうございました。

9 問合せ先

三和区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL：025-532-2323（内線 215）

E-mail：sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。